

## 八街市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要領

### （目的）

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の確保を図るため、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に基づき市が交付するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (2) 不妊手術 雌猫の卵巣若しくは卵巣及び子宮を摘出する手術又は雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (3) さくらねこ 飼い主のいない猫であって、不妊手術が実施済で、その目印として耳先をV字にカットされた猫をいう。
- (4) T N R 活動 飼い主のいない猫を捕獲（Trap）し、不妊手術（Neuter）を行い、元の場所に戻す（Return）活動をいう。

### （交付対象者）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 八街市に住所を有し、飼い主のいない猫の不妊手術を受けさせる者であること。
- (2) 飼い主のいない猫の不妊手術に当たり、申請者を含め八街市に住所を有する18歳以上かつ3人以上の協力者がいること。
- (3) 日常的に飼い主のいない猫の見守りを行うことができる者が、申請者及び前号の協力者のうち1人以上いること。
- (4) 八街市暴力団排除条例（平成24年八街市条例第17号）第2条第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 市外に生息する猫
- (2) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (3) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (4) 以前は飼い主のいない猫だったが、現在は飼い主がいる猫
- (5) チケットを利用しようとする者が、以前は飼い主として管理していた猫
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がチケットの利用が適当でないと認める猫

(交付申請)

第4条 チケットの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、どうぶつ基金にチケットの交付申請を行うものとする。

2 市長は、どうぶつ基金からチケットの交付又は不交付の通知を受けた場合は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付)

第6条 市長は、どうぶつ基金からチケットの交付を受けた場合は、前条第2項の規定による通知とともに申請者にチケットを交付するものとする。

(交付決定の取り消し及びチケットの返還)

第7条 市長は、前条の規定によりチケットの交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次のいずれかに該当すると認めるときは、チケットの交付決定の全部又は一部を取り消し、さくらねこ無料不妊手術チケット返還通知書（別記様式第3号）によりチケットの返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によりチケットの交付を受けたとき又は利用したとき。
- (2) チケットの利用方法が著しく不適當と認められるとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(利用報告)

第8条 交付決定者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（別記様式第4号）を市長に提出するとともに、利用しなかったチケットを速やかに返却するものとする。

(免責)

第9条 市は、交付したチケットの利用を目的として行われたTNR活動及び関係する住民、団体、動物病院等との間に生じた事故、紛争、費用等について、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 4 条）

## さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

年 月 日

八街市長 様

住 所 \_\_\_\_\_ 八街市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

（日中ご連絡がとれる番号）

下記のとおり、さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、誓約書に同意の上、申請します。

記

（１）捕獲場所 \_\_\_\_\_

（２）申請枚数 \_\_\_\_\_ 枚 【内訳】 オス \_\_\_\_\_ 頭 メス \_\_\_\_\_ 頭

（３）希望する協力病院

☐ 希望あり ☐ 希望なし

第 1 希望 \_\_\_\_\_

第 2 希望 \_\_\_\_\_

第 3 希望 \_\_\_\_\_

（４）添付書類

・捕獲予定箇所の周辺地図

・誓約書

別紙 1 のとおり

・さくらねこ無料不妊手術事業実施者名簿

別紙 2 のとおり

・その他、市長が必要と認めるもの

第 年 月 日

様

八街市長



さくらねこ無料不妊手術チケット交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケットの交付については、次のとおり決定したので、八街市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要領第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 返還理由 交 付 ・ 不 交 付  
(不交付の理由 )
- 2 交付枚数 枚 (No. ～ No. )
- 3 交付条件
  - (1) 八街市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱い要領の規定を遵守すること。
  - (2) 不妊手術が終了したら速やかに、さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（別紙様式第 4 号）を提出すること。）
  - (3) 利用しなかったチケットを速やかに返却すること。

様式第3号（第7条）

第 年 月 日 号

様

八街市長



さくらねこ無料不妊手術チケット返還通知書

年 月 日付けで交付したさくらねこ無料不妊手術チケットについて、次のとおり返還されたく、八街市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要領第7条の規定により通知します。

記

1 返還理由

2 交付枚数 枚（No. ～ No. ）

3 交付すべき枚数 枚（No. ～ No. ）

4 返還期限 年 月 日まで

## さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

年 月 日

八街市長 様

住 所 八街市

氏 名

電話番号

（日中ご連絡がとれる番号）

下記のとおり、さくらねこ無料不妊手術チケットを利用したので、報告いたします。

### 記

（１）交付枚数           枚

（２）利用枚数           枚    内訳    オス           頭    メス           頭

（３）返却枚数           枚

（４）添付書類

- ・捕獲及び解放現場の写真
- ・手術前後が分かる猫の写真（耳先のV字カットがわかるように）

## 誓 約 書

八街市長 様

|      |               |
|------|---------------|
| 住 所  | 八街市           |
| 氏 名  |               |
| 電話番号 |               |
|      | (日中ご連絡がとれる番号) |

さくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）の申請に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 公益財団法人どうぶつ基金の「行政枠さくらねこTNR事業 協働登録申請書改訂版」の同意事項（以下「同意事項」という。）を遵守します。
- 2 「さくらねこ無料不妊手術事業」を実施する者は市内在住の成人（18歳以上かつ3人以上）で日常的に飼い主のいない猫の見守りを行うことができる者が1人以上 います。
- 3 八街市内に生息する猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊去勢手術を行うことがないように地域住民に周知を図り、飼い主のいない猫と判断できたものだけを対象にします。
- 4 チケット並びにチケットの使用権の譲渡及び転売、チケットの利用を条件にした手術費用や寄付の請求、TNR事業（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す事業をいう。）に係る費用（捕獲費、運搬費等）の請求並びにこれらに準じた行為は行いません。
- 5 希望通りの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、決定に対し異議を申し立てしません。
- 6 不妊手術の際には猫の耳先をV字カットすることに同意します。また、耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明しその猫がこの場所で一生全うするまで見届けてもらうよう理解に努めます。
- 7 不妊手術終了後は、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書に必要書類を添えて提出し、利用しなかったチケットは返却します。
- 8 チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任を持って対応します。当事者間で問題解決を図り、本事業に関連して生じた事故または係争について、市は責任を負わないことを了承します。また、チケット交付によって、猫の不妊手術ができることを市が保証するものではないことを了承します。
- 9 運営するウェブサイトやSNS等に本事業について「同意事項」6の定型文及びハイパーリンクを掲載します。
- 10 以上のことが守られず、利用方法が著しく不相当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し、又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議は申し立てません。

別紙 2

さくらねこ無料不妊手術事業実施者名簿

| 氏 名 | 住 所 | 電話番号 | 備 考 |
|-----|-----|------|-----|
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |
|     |     |      |     |

※実施する者は3人以上とする。